

○石川工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規程

令和3年3月10日 規程第962号

令和4年5月18日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、石川工業高等専門学校(以下「本校」という。)における数理・データサイエンス・AI教育プログラム(以下「本教育プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムは、本校本科学学生(以下「学生」という。)を対象とし、科目等履修生及び特別聴講学生は除くものとする。

(学習・教育目標)

第3条 学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(リテラシーレベル・応用基礎レベルの履修科目等)

第4条 本教育プログラムのリテラシーレベルおよび応用基礎レベルの対象科目は、学科ごとに別表に定めるとおりとする。

(リテラシーレベル・応用基礎レベルの修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて習得した者について、本教育プログラムのリテラシーレベルおよび応用基礎レベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は、校長への報告に当たり、教務委員会の議を経て本教育プログラムのリテラシーレベルおよび応用基礎レベルに関する対象科目の成績の評価を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年3月10日から施行する。

2 平成28年度に第1年次に入学した者から適用し、平成27年度以前に入学した者及び令和元年度以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、転科及び再入学する者については、適用しない。

附 則

この規程は、令和4年5月18日から施行し、令和4年3月9日から適用する。

別表

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	コンピュータリテラシー 制御工学
電気工学科	コンピュータリテラシー 電気電子計測
電子情報工学科	情報基礎 電子情報工学実験 II
環境都市工学科	コンピュータリテラシー 環境都市工学基礎 計画数理
建築学科	コンピュータリテラシー 建築情報処理演習

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目
電気工学科	基礎数学 A 基礎数学 B 確率・統計 I 確率・統計 II 解析学 I 解析学 II 代数・幾何 I プログラミング I プログラミング II プログラミング III 情報通信工学 I 創造工学実験
電子情報工学科	基礎数学 A 基礎数学 B 確率・統計 I 確率・統計 II 解析学 I 解析学 II 代数・幾何 I アルゴリズムとデータ構造 電子情報工学基礎 I プログラミング基礎 I プログラミング基礎 II 情報基礎 情報通信 III システム数理工学 人工知能 電子情報工学実験 II

